

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）午前9時02分から午前10時05分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（13名）

農業委員	6名
推進委員	7名
4. 欠席委員（2名）

農業委員	2名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第39号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第40号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第41号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第42号農地法第5条の事業計画変更申請に対する意見決定について
 - 日程9 議第43号山江村農用地利用集積等促進計画（第8次）に対する意見決定について
 - 日程10 その他
 - 日程11 今後の行事
 - 日程12 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長	<p>それではご起立お願ひいたします。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は6名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和7年10月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局長	<p>ないようであれば次に進みたいと思います。</p> <p>日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は8番農業委員、3番農業委員にお願いいたします。</p> <p>次に日程5、「議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは、議第39号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があつたので意見決定のため審議を求める。令和7年10月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等につきましては譲渡人が山江村内在住の〇区の方、譲受人は山江村内在住の〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。3ページが申請書の写し。4ページが位置図となっております。次に5ページの現況写真をご覧ください。(申請内容について説明)。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、</p>

6ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲渡人の代理の方、譲受人の方、職務代理者と担当推進委員と共に10月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたが、本日は職務代理者が欠席でありますので、同様に立会いを行いました担当推進委員から補足説明をお願いいたします。

担当推進委員

ご説明いたします。去る10月6日午前9時より現地において、譲渡人、譲受人の地権者の方立会いのもと、職務代理者、事務局長、私の3人で現地調査を行いました。(場所について説明)。残地については、菜園として利用されているようです。なお、農振地内にあることから慎重なご審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見ございませんでしょうか。

事務局長

すみません。事務局の方から補足ですけど、先ほど担当推進委員の方からですね、農振地域内に入っている農地であるということでありましたけれども、この周辺はですね、入ってたり、入っていない農地もあるということですが、進入路にもなっているということで、将来的には農振地を外したいという意向がございます。農地として今回、許可が下りれば3年3作ですね、3年は作っていただきたいということでお話をします。農政とも話をしたんですが、今回除外申請しても県の方もいろいろあると思いますので、令和9年の見直しの際に申請をしたいということございます。農振とちょっとズレますので、その後、通路などを分筆されながら転用かけられるかなという感じでは聞いております。農振にしても残りの残地があまりにも狭小すぎて振興する地域に該当するかというのもありますので、一応農政の方もそういう形がいいでしょうということでお話をさせていただいているところです。以上です。

議長

はい。今の補足説明を受けて、農業委員の方、推進委員の方、どなたでも結構ですので、質疑・意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長	他に、意見ないですか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員挙手により、議第39号は原案のとおり決定いたします。
議長	次に日程6、議第40号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは、議第40号について説明をいたします。議第40号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があつたので意見決定について意見を求める。令和7年10月10日提出、山江村農業委員会会長。続きまして8ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。10ページから11ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、譲受人は自治会代表の方、譲渡人の方、担当農業委員と担当推進委員と共に10月6日に行っております。以上でございます。
議長	それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。
担当農業委員	はい、ご説明いたします。事務局の方からありましたとおり、9月6日の午前9時40分頃になりますけれども、譲渡人の方と譲受人の代表者の方、立会いのもと現地を確認いたしました。(場所について説明)。現況はちょっと竹が生い茂っているというような状況で、従前は譲渡人の母親の方が管理をされて畑作をされていたけれども、最近はちょっとできないようになったということで、竹が生い茂っているような状況で

ございました。そういう状況でもあり、また、自治会の方からもですね、駐車場がないというようなことがありましたので申請という形になつたかと思います。確認した結果では、特に問題はないというふうに考えておりますけれども、皆様方の慎重な審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かございませんか。

担当推進委員

はい。ちょっと、追加だけですけど、左側はちょっと写真では写らないんですけど、栗園の畠がもう一段あります、そちらの方に土砂とかが行かないようになりますということで、排水のこととか完全にやるということでしたので。一応、この辺りの竹とか伐採をして、測量をして、駐車場として法面や排水の落下防止をするということで、農地に支障のないように施工をされるということでした。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見ないということでございますので、それでは、採決をいたします。議第40号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、議第40号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第41号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説

明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第41号について説明をいたします。総会資料の12ページをご覧ください。議第41号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があつたので意見決定について意見を求める。令和7年10月10日提出、山江村農業委員会会長。続きまして13ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。

(申請内容について説明)。なお、申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから、「第2種農地」であると判断をしました。15ページから16ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、譲受人の代理の方、譲渡人の代理の方、担当農業委員と担当推進委員と共に10月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。10月6日午前10時より、立会いを行っております。立会いには、譲渡人の方は〇〇県の方で欠席をされておりますが、もともと〇区の方で、母親が〇〇地区に住まわれております。代わりに出席されております。あと、譲受人の方は欠席で、代理で行政書士の方が参加されております。それと事務局長、担当推進委員、私の5名で行っております。(場所について説明)。この農地は現在、不耕作になっておりまして、今年の4月にこの番地の枝番違いで5条申請をして許可をいただいている場所でもあります。下限面積がちょっとオーバーしておりますが、将来この国道が道路拡張に伴いまして、歩道がかかるということでした。面積が狭くなりますということでした。皆さんの慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長	推進委員の方、何かありませんでしょうか。
議長	〇〇推進委員、お願いいいたします。
〇〇推進委員	ここは今、建物が建設中ですよね。その隣ですよね。
担当農業委員	隣です。
議長	他に、ありませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ありませんか。
	(なしの声)
議長	はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。 議第41号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員挙手により、議第41号は原案のとおり決定いたします。
議長	次に日程8、議第42号「農地法第5条の事業計画変更申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	はい。それでは、議第42号について説明をいたします。総会資料の17ページをご覧ください。議第42号「農地法第5条の事業計画変更申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の事業計画変更申請があつたので意見決定について意見を求める。令和7年10月10日提出、山江村農業委員会会長。続きまして18ページ及び19ページをご覧ください。農地法第5条の事業計画変更承認申請書の写しでございます。本案件は、令和7年1月30日付で農地転用許可を受けた事業計画について、造成工事が当初事業計画の工期までに竣工することが困難となつたため、事業計画の終期を令和7年10月までから令和8年2月までに変更するため必要となる変更の申請となります。工期が延びた原因につきましては、事業計画変更承認申請書の3番にありますとおり、造成工事の盛土計画高等の見直しによるものとなりま

す。

当初の転用目的と変更なく、自治体が行い予算も確保されていることから事業の達成は確実であると判断し、承認できると判断しております。20ページから21ページに位置図、現況写真を添付しております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、推進委員の方、どなたでも結構ですので質疑・意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

(なしの声)

議長

質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見がないようですので採決をしたいと思いますがよろしいですか。

(はいの声)

議長

はい、それでは採決をいたします。議第42号「農地法第5条の事業計画変更申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、議第42号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第43号「山江村農用地利用集積等促進計画（第8次）に対する意見決定について」を議題とします。

26ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。1番と2番の借り手が同一となっておりますので、1番と2番の案件につきまして、一括して審議を行います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第43号についてご説明いたします。総会資料の22ページをお開きください。議第43号「山江村農用地利用集積等促進計画（第8次）に対する意見決定について」令和7年山江村農用地利用集積等促進計画（第8次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進

に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和7年10月10日提出、山江村農業委員会会長。23ページから24ページが意見書の写しとなっております。25ページが総括表となっております。26ページから27ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年1ヶ月、公社と借り手は5年1ヶ月から10年1ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。

次に、28ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定3件で、総面積は3,045m²でございます。

それでは、使用貸借権の新規設定2件2筆分についてご説明いたします。

使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。

まず、1件目です。29ページ並びに37ページをご覧ください。(申請内容について説明)。

次に2件目です。33ページ並びに37ページをご覧ください。(申請内容について説明)。30ページ及び34ページに地籍図、31ページ及び35ページに現況写真を、32ページと36ページにそれぞれの調査書を添付しております。現地調査につきましては、1件目の貸し手の方、2件目の貸し手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、10月6日に行っております。なお、借り手の方には、電話により確認をしております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい、説明いたします。10月6日午前9時10分頃になりますけれども、現地の方で確認をいたしました。立会いにつきましては、事務局長、それと担当推進委員と私、それに貸し手の方2名が出席をされております。(場所について説明)。現状、写真は現場の方は34ページの方に記載しております。35ページに現状の写真はありますが、若干、除草が不足しているような状況ではありますけれども、通年で耕作をしていただくというようなことだそうでございます。この辺一帯を借り手の方が一括して借りておられるというような状況でございました。今後もこういった形で耕作を依頼する予定ですということで、貸し手の方の意向を伺っております。特に問題はないかと思いますけれども除草、管理の方もですね機会があれば貸し手の方からも話を聞いていただければということで、事務局長と推進委員さんとで話をしてきたところでござい

す。慎重審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありますか。

担当推進委員 はい。特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ありませんでしょうか。

〇〇推進委員 これは、賃借料はなしですか。

議長 はい。そうです。

〇〇推進委員 使用貸借。

議長 はい。そうです。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑・意見ないようですので、それでは、採決を行います。新規設定2件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、新規設定2件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定1件2筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、使用貸借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。38ページ及び39ページをご覧ください。(申請内容について説明)。40ページから41ページまでに地籍図と現況写真を、42ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに、10月6日に行っております。なお、借り手の方には電話により確認をしております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい、ご説明いたします。10月6日午前9時20分くらいにですけれども、現地で確認をしております。借り手の方、貸し手の方、双方とも出席をいただいておりませんけれども、現地の方を事務局長と私と担当推進委員の方で確認をいたしております。(場所について説明)。現状はまだ何も作付けはしてなかったんですけども、なかなかこう水稻の作付というには条件があまりよろしくないというか、土手が非常に高くてですね、作業性もどうかなというような圃場がありました。そういうところから飼料作物の作付予定ということだろうと思いますけれども、周囲は電柵と言いますか、電気柵、木作をされておりまして獣害の発生あたりはあまり心配ないのかなというふうには感じておりますけれども、飼料作物を作るというようなことでございましたので、慎重審議の方をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

はい。続きまして同様に確認を行いました、担当推進委員から何かありますんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方から、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。
新規設定 1件 2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、新規設定 1件 2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 10 「その他」となっております。
ここで、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の採択について」
を提案します。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。別添に、熊本県農業会議から「農業委員会の法令遵守および今後の対応について」という通知文がありますので、ご覧ください。

裏面に全国農業会議所からの対応についての依頼文がありますが、本文3行目の「今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しています。」ということを受けました、改めて、山江村農業委員会でも委員の皆様に法令の遵守を徹底していただきたいとお願いするものです

つきましては、別紙の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を読み上げますので、採択いただければと思います。

【決議書を朗読】

以上でございます。

議長

はい。ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。農業委員、推進委員どなたからでも結構ですので質疑・意見があつたらお願ひいたします。

6番農業委員

はい。

議長

はい、6番農業委員。

6番農業委員

差支えないようでしたら、どこの農業委員会とか言えないんですか。

事務局長

その情報は流れてきてないので分かりません。

6番農業委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

議長

他にありませんか。

4番農業委員

はい。

議長

はい。4番農業委員。

4番農業委員

すみません。こういう事例がありましたというのは良いと思うんですが6番農業委員が言われたとおり、具体的にどういう事があったのか、なかなか私たちも、知らずに何か法に抵触することがあるかも知れませんので、できればこういった事は法令に抵触しますとか、そういうものを示した上でこういう採択はされた方がいいのかなというふうに思います。なかなか、ダメですよ、じゃあ何がダメなのか根本を知らずに採択してもあまりどうなのかなという気がしますので。こういう例もありますよというような具体例か何かを話して示していただければ、話がしやすいのかなと思いますので。

事務局長

今回はですね、先ほど読み上げたとおり、推進委員による不法投棄があつて逮捕・起訴されていると。それと事務局の話ですけれども、文書を不正に作成しているというところを受けて会議所の方から来たわけですけれども、農業委員会法の法令に基づいて事務を皆さんには行っていただくわけなんですけれども、特に個人情報を扱うということもありますので、そういうものの情報漏洩といったものがないようにですね、そういうところを改めて委員会報とかを読みながらですね、何をしなければいけない、何をしてはいけないというのを皆さんにもお示ししていければいいかなと思います。今回はこの通知を入れての、余りにも重犯罪というか、不法行為でございましたので、全市町村にこういった形で会議所の方から依頼があったということでございます。また、具体的にですね、いろいろ不祥事等があれば、こういった事はダメですよというのを提示できればといいなと思っております。以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。

4番農業委員

はい。

議長

他に、質疑・意見ございませんか。

〇〇推進委員

すみません。今の話で個人情報の法の関係ですけど、私たちはこの資料を持って帰ってるんですけど、それを、この資料をどうしようかということで、私も山積みで部屋の中に積んでいる状況です。これについては、事務局の方に持ち帰って行けば廃棄していただけることはできるんでしょうか。

事務局長

はい。前回も資料の件につきましては出ました。本来は、よその市町村でも机上に置いて帰っていただくというような形です。うちは今まで持って帰ってらっしゃいますので、多分、処分に困ってらっしゃると思います。年末とお盆くらいに大掃除があります。その時に役場の書類も個人情報の記載のある書類については一括して管理して処分をやっておりますので、掃除前に持ってきていただければ、いつでも良いです、持ってきていただければこちらの方で適切に処分をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。もし、よろしければ置いていくという形を今後とるというような形でもいいのかなと思いますので、もし、やっぱりいるとかというのがあればなんですが、そういう形をちょっとお話いただければいいかなと思います。

議長

よろしいですか。今後の資料のあり方について、読み返す事も必要な場合もありますので、その場で置いていく、持つて帰るなら持つて帰るここで決めずに、皆さんの判断に委ねたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声)

議長

他に意見ございませんか。

(なしの声)

議長

特になければ、採択に移ります。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」に異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、本決議を採択といたします。
委員の皆様には、改めて法令遵守・綱紀保持をお願いいたします。

議長

次に、事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。

- 農業委員会自主研修一部負担について
- 各地区地域づくり懇談会への参加について
- 活動記録表の徹底について
- 利用状況調査提出について
- 議事録について（署名願い）
- 第2四半期報酬について
- 研修参加者打合せについて

議長

他にありませんか。

（なしの声）

議長

いろいろ総会後の話もありますので、その後よろしくお願ひします。次に日程11「今後の行事」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程12「閉会」に移ります。
以上をもちまして、農業委員会10月期総会を閉会いたします。どうもお世話になりました。

令和7年10月10日(金)午前10時05分終了

議長_____

委員_____

委員_____